

京都市告示第104号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年 4月22日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
桃山緯122号線	伏見区桃山町鍋島15番地の1地先から同町17番地の2地先まで	令和4年5月16日

(建設局土木管理部道路明示課)